

裁定の経緯

- 2025 年 2 月 18 日（火） 豊橋市長が愛知県知事に対し、地方自治法第 176 条第 5 項の規定により、「豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再度の議決について、取消しを求める審査の申立て
- 2 月 19 日（水） 知事が自治紛争処理委員を任命
自治紛争処理委員が豊橋市議会に対し、弁明書の提出を求める
- 2 月 28 日（金） 豊橋市議会が弁明書を提出
- 3 月 10 日（月） 豊橋市長が反論書を提出
- 3 月 13 日（木） 自治紛争処理委員第 1 回会議
- 3 月 25 日（火） 自治紛争処理委員第 2 回会議
- 3 月 26 日（水） 代表自治紛争処理委員が知事に対し、自治紛争処理委員意見書を提出
- 3 月 31 日（月） 知事の裁定
知事が豊橋市長及び豊橋市議会議長に対し、裁定書を送付